

成年後見制度の概要を事例を交えて学習する

2025年12月23日（火）
10:00～11:30 南街公民館

公益社団法人成年後見センター・リーガル
サポート 東京支部

司法書士 山崎由佳
（やまさきゆか・立川地区）

<目次>

成年後見制度の概要

法定後見制度の利用

法定後見開始申立時の留意事項

成年後見制度利用の事例①②③

遺言について

<資料> 診断書（成年後見制度用）モデル事例

1

成年後見制度の概要 1

・成年後見制度のタイプ

区分	対象となる方	本人の権利を守る人
法定 後見	補助 判断能力が不十分な方	補助人
	保佐 判断能力が著しく不十分な方	保佐人
	後見 判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じる。	

2

成年後見制度の概要 2

- 成年後見制度の利用者数の推移と割合

利用者数（法定後見・任意後見）は増加傾向にある

2019年（令和元年）12月末時点 約22万4000人

→ 2024年（令和6年）12月末時点 約25万3000人

類型別割合（法定後見・任意後見）は、

2024年（令和6年）12月末時点で、

成年後見 約70.6%

保佐 約21.6%

補助 約6.6%

任意後見 約1.1%

3

法定後見制度の利用 1

- 申立手続

申立先：本人の住所地を管轄する

家庭裁判所

申立てをすることができる人：

本人、配偶者、四親等内の親族、

検察官、市区町村長など

- 申立人には誰がなっているか

親族（49.2%）

親族以外（27.3%）

→その内訳は、

市区町村長 約23.9%

本人 約23.5%

子 約19.3%

兄弟姉妹 約10.8%

配偶者 約4.0%

親 約5.0%

その他親族 約10.1%

4

法定後見制度の利用 2

・後見人等には誰がなっているか

候補者が必ず選任される訳ではない。

親族以外 約 82.9%

親族 約 17.1%

(親族以外の内訳)

司法書士 約 34.7%

弁護士 約 25.7%

社会福祉士 約 20.1%

行政書士 約 5.1%

→その内訳は、(親族の内訳)

子 約 52.5%

兄弟姉妹 約 15.1%

親 約 7.6%

配偶者 約 7.2%

その他親族 約 17.7%

5

法定後見開始申立時の留意事項 (後見ポータルサイトから・抜粋)

○後見・保佐・補助開始等申立書を提出した後は、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。

○家庭裁判所が必要であると判断した場合には鑑定を行います。鑑定を行う場合は申立人に鑑定費用を納めていただく必要があります。

○手続には時間がかかります。申立てをされてから審判まではおおむね1か月から2か月程度がかかります(鑑定を行う場合は、更に鑑定を実施する期間が必要になります。)

○申立書に候補者として記載された方が必ず選任されるわけではありません。事案に応じて弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を後見人等に選任したり、複数の後見人等を選任する場合があります。

○本人の財産を適切に保護、管理するため、専門職の後見人等や監督人を選任したり、後見制度支援信託や後見制度支援預金の利用を検討していただくことがあります。

○後見人等及び後見等監督人に対する報酬は、家庭裁判所が付与の可否及び付与の金額を決定し、本人の財産から支払われます。

○後見等が開始されると、申立てのきっかけとなったこと(例えば、預貯金の解約、遺産分割、保険金の受取等)が解決した後も、本人の能力が回復されるか、本人が亡くなるまで手続は続きます。また、ご家族の意思や本人の希望でやめることはできません。

6

成年後見制度利用の事例 1

・ 事例① 後見類型（幕は準備済）

申立時、本人はサ高住（サービス付き高齢者向け住宅）に居住。その後骨折・入院を経て有料老人ホームに入所。支援者の情が、今後の支援は負担になってきたということが申立のきっかけ

後見開始申立（申立人は子供）

相続人は子供1人（海外在住）

情が本人を支援してきた

幕は本人が契約・支払済

・ 事例② 保佐類型（死後準備なし）

申立時、本人は老健（介護老人保健施設）に入所中（社協支援あり）。特養（特別養護老人ホーム）入所を目指し、その手続支援が必要だということが、申立のきっかけ。本人が親族よりも専門職の支援を希望した

保佐開始申立（申立人は本人）

相続人はいない。本人死亡後は相続財産清算人へ引継

葬儀会社所有の墓に納骨・合祀

成年後見制度利用の事例 3

7

成年後見制度利用の事例 2

・ 事例③ 類型変更（適否要件満たさず）

申立時、本人は在宅独居（社協支援あり）。その後グループホームに入所、肺炎による入院を経て、介護医療院に入院。在宅独居は限界に達しており、施設入所の支援が必要ということが申立のきっかけ

保佐開始（申立人は姪）から後見開始（申立人は保佐人）への類型変更

相続人は子供1人（関係性は疎遠）

葬儀、墓（納骨）は姪が対応

適否らしきメモが複数あったが、要件を満たさなかったため使えなかった

子供が相続した後には本人に近しかった親族への遺言を検討

【後見人等のできること、できないこと】

後見人等の立場は、本人の死亡で終了する。

（その後相続人等へ財産を引き継ぐ）

後見人等は、本人の代理人として、各種手続きに対応するが、いわゆる身元保証人等にはなれず、差押同等の権限もない。

（しかし、後見人等がいることで、身元保証人がいなくても、入院や施設入所ができるケースが増えてきている）

【社会福祉協議会の支援】

東京都社会福祉協議会が実施

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業・地権）

1 福祉サービスの利用援助

2 日常的金銭管理サービス

3 書類等預かりサービス

8

遺言について

※遺留分～法定相続人（兄弟姉妹以外）に保障された一定割合の相続権～にご注意

・ 公正証書遺言

公証役場で公証人が、遺言者の意向をもとに作成（自宅や病院への出張も可能）

2人以上の証人の立会いが必要

家庭裁判所の検認手続が不要

公証人が内容を確認した上で、作成される

公証役場に原本が保管される

公証役場への手数料がかかる

・ 自筆証書遺言

自分で全文・日付・名前を書き、印鑑を押す
（財産目録は自書でなくてもよい）

家庭裁判所の検認手続が必要

◎自筆証書遺言書保管制度

<2020年（令和2年）7月からの新制度>

遺言者が自筆証書遺言を法務局に保管することを申請できる

家庭裁判所の検認手続が不要

9

<資料出典>

後見ポータルサイト（裁判所）

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp00/index.html>

「成年後見制度の現状」厚生労働省

令和7年（2025年）5月

<https://www.mhlw.go.jp/content/001488704.pdf>

ご清聴
ありがとう
ございました。

10